

令和5年11月10日

事業主様  
保険事務担当者様

ダイハツ系連合健康保険組合

## 被扶養者の「年収の壁」への対応について（お知らせ）

平素は当健康保険組合の運営に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
パート・アルバイトの方への働く環境づくり策として、国が令和5年10月に発表した、健康保険の被扶養者加入に関する「年収の壁・支援強化パッケージ」（別紙参照）については、下記のとおり取扱となりますので、ご理解、ご協力の程お願いいたします。

### 記

- 概要  
法令：被扶養者が「年収130万円」以上になる場合、扶養からは削除  
↓  
当面の間：繁忙期の労働時間延長等により一時的に収入増加（130万円超）  
の場合は引き続き扶養加入可能  
※60歳以上又は障害年金受給者の基準額は「年収180万円」
- 実施の経緯  
パート・アルバイトで働く被扶養者が、健康保険脱退を避けるために就業調整することを防ぐため。人手不足への国の対応策。
- 期間  
令和5年10月20日（厚労省通知発出日）から当面の間（時限措置）  
※制度の見直し等については令和7年予定の次期年金制度改革を踏まえ検討中
- 提出物  
(1) 「被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書」（別添様式）  
(2) 雇用契約書または労働条件通知書の写し  
※通常勤務の場合、年収130万円未満となることの確認のため
- 注意事項  
(1) 年収の上限額なし  
但し以下の場合は、法令・通知等に基づき、扶養から削除となります  
① 被扶養者の年収が被保険者を上回る場合（同一世帯の場合）  
② 被扶養者の年収が仕送り年額を上回る場合（別居の場合）  
(2) 令和5年10月20日より前の遡及取扱いはなし  
(3) 認定継続の特例は健保組合が行う収入確認で連続2回まで（連続2年間）  
対象者のカウント方法例（事業主証明提出回数）  
① 新規扶養加入者 扶養加入時1回 + 加入後扶養調査時1回（計2回）  
② 現扶養加入者 各年度扶養調査時 × 2回 または  
自己申告提出1回 + 次年度扶養調査時1回（計2回）  
(4) 自営業者・フリーランスは対象外  
※但し、別で勤務先からの収入があり、給与収入の増加があった場合は対象となります。

詳しい内容については健康保険組合までお問合せください。

TEL：06-6371-1453 fax：06-6375-5052 メールアドレス：mail@daihoken.jp